(七)　こども施策の充実及び財政上の措置等
政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一六条関係）

3　こども政策推進会議

(一)　会議の設置及び所掌事務等（第一七条関係）
(1)　こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置くこととした。
(2)　会議は、次に掲げる事務をつかさどることとした。
イ　こども大綱の案を作成すること。
ロ　イに掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
ハ　こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
(3)　会議は、(2)によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすることとした。

(二)　組織等（第一八条関係）
(1)　会議は、会長及び委員をもって組織することとした。
(2)　会長は、内閣総理大臣をもって充てることとした。
(3)　委員は、次に掲げる者をもって充てることとした。
イ　内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第一一条の三に規定する事務を掌理するもの
ロ　会長及びイに掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(三)　資料提出の要求等（第一九条関係）
(1)　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとした。
(2)　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、(1)の者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができることとした。

4　附則

(一)　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（法律第七八号）（内閣府本府）

1　総則
この法律の目的、用語の定義を定めるとともに、この法律のいかなる規定も、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為を無効とする民法第九〇条の規定等により無効とされる契約を有効とするものと解釈してはならないこと、この法律により刑法、売春防止法等において禁止され又は制限されている性行為その他の行為を行うことができることとなるものではないこと等、実施及び解釈の基本原則を定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　出演契約等に関する特則

(一)　締結に関する特則
(1)　出演契約
イ　出演契約は、性行為映像制作物ごとに締結しなければならないこととした。（第四条第一項関係）
ロ　出演契約は、書面又は電磁的記録でなければ、その効力を生じないこととした。（第四条第二項関係）
ハ　ロの出演契約に係る書面又は電磁的記録（以下「出演契約書等」という。）には、制作公表者及び出演者の氏名又は名称その他制作公表者及び出演者を特定するために必要な事項並びに当該出演契約の締結の日時及び場所のほか、当該出演者が性行為映像制作物への出演をすること等の事項を記載し、又は記録しなければならないこととした。（第四条第三項関係）
(2)　イ　制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その出演者に対し、(1)のハに規定する事項（(3)において「出演契約事項」という。）について出演契約書等の案を示して説明するとともに、(二)から(四)まで及び3に規定する事項等を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（以下「説明書面等」という。）を交付し又は提供して説明しなければならないこととした。（第五条第一項関係）
ロ　制作公表者は、イの規定による説明を行うに当たっては、出演者がその内容を容易かつ正確に理解することができるよう、丁寧に、かつ、分かりやすく、これを行わなければならないこととした。（第五条第二項関係）
ハ　制作公表者以外の者は、出演契約の内容等に関し、出演者を誤認させるような説明その他の行為をしてはならないこととした。（第五条第三項関係）
(3)　出演契約書等の交付等義務
制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結したときは、速やかに、当該出演者に対し、出演契約事項が記載され又は記録された出演契約書等を交付し、又は提供しなければならないこととした。（第六条関係）

(二)　履行等に関する特則
(1)　性行為映像制作物の撮影
イ　出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影は、当該出演者が出演契約書等の交付若しくは提供を受けた日のいずれか遅い日から一月を経過した後でなければ、行ってはならないこととした。（第七条第一項関係）
ロ　出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影において、出演者は、出演契約において定められている性行為に係る姿態の撮影であっても、その全部又は一部を拒絶することができることとした。これによって制作公表者又は第三者に損害が生じたときであっても、当該出演者は、その賠償の責任を負わないこととした。（第七条第二項関係）
ハ　出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に当たっては、出演者の健康の保護その他の安全及び衛生並びに出演者が性行為に係る姿態の撮影を拒絶することができるようにすることその他その債務の履行の任意性が確保されるよう、特に配慮して必要な措置を講じなければならないこととした。（第七条第三項関係）
ニ　いかなる名称によるかを問わず、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に密接に関連する出演者の撮影は、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影とみなしてイからハまでの規定を適用することとし、この場合における所要の読替えを定めることとした。（第七条第四項関係）
(2)　撮影された映像の確認
制作公表者は、性行為映像制作物の公表が行われるまでの間に、出演者に対し、出演契約に基づいて撮影された映像のうち当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る映像であって公表を行うものを確認する機会を与えなければならないこととした。（第八条関係）
(3)　性行為映像制作物の公表の制限
性行為映像制作物の公表は、当該性行為映像制作物に係る全ての撮影が終了した日から四月を経過した後でなければ、行ってはならないこととした。（第九条関係）